

平成27年度から適用される個人住民税の主な改正点

■住宅ローン控除の延長・控除限度額の拡充

個人住民税の住宅ローン控除について、居住年の適用期限が平成29年12月31日まで4年間延長されました。さらに、平成26年4月から平成29年12月までに居住を開始した人で、住宅取得にかかる消費税等の税率が8%又は10%の場合は、控除限度額が以下のとおり拡充されます。

	居住年	控除限度額
改正前	～平成25年12月	所得税の課税総所得金額等×5%(上限97,500円)
改正後	～平成26年3月	
		平成26年4月～平成29年12月

■上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率の改正

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置が平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以降は本則税率である20%(所得税15%、住民税5%)の税率となりました。

■非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設(いわゆるNISA)

平成26年1月1日以後に開設した非課税口座内の上場株式等の配当所得および譲渡所得については、開設した年から5年以内に限り、所得税および個人住民税が非課税となります。

マイホームの取得と所得税の税額控除(住宅ローン控除)

住宅ローン等を利用してマイホームの新築、取得又は増改築等をした場合で、一定の要件を満たすときは、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除する「住宅借入金等特別控除」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除」の適用を受けることができます。(新たに適用を受けるためには、確定申告が必要です。)

手続きに必要な書類の一例(初年度)

- 住宅取得資金に係る借入金の年末等残高証明書
- 住民票の写し
- 登記事項証明書、請負契約書の写し、売買契約書の写し等
- 増改築等工事証明書(増改築の場合)



米子年金事務所からのお知らせ

社会保険料控除証明書の送付

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

☎0570-058-555

※自動音声案内に従って「3」を押してください。

国民年金保険料は、年末調整や確定申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。

保険料を納付された方には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、日本年金機構から送付されますので、確定申告の際に添付してください。

【問い合わせ先】米子年金事務所 ☎34-6111

米子税務署からのお知らせ

平成26年分所得税確定申告相談会場の開設

受付期間 2月16日(月)～3月16日(月)
※土・日・祝祭日を除く

受付時間 9:00～16:00
(相談は17:00まで)

場 所 米子コンベンションセンター
(ビッグシップ)

※上記受付期間中は、税務署には申告会場を設けていませんので、ご注意ください。

【問い合わせ先】米子税務署 ☎32-4121

所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な方

●給与所得がある方

大部分の方は、年末調整により所得税が精算されるため申告は不要ですが、次の方は申告が必要です。
①給与の収入金額が2千万円を超える方
②1か所から給与を受けている方で、給与以外の所得額が20万円を超える方
③2か所以上から給与を受けている方で、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与以外の所得額の合計額が20万円を超える方
④同族会社の役員やその親族などで、同族会社からの給与のほか、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料などの支払を受けた方

ポイント

そのほか、年末調整で扶養控除の誤りがあった場合などは、確定申告が必要です。

(控除対象としていた扶養親族の所得額が38万円を超えてしまった場合など)

●公的年金収入がある方

①公的年金の収入金額が400万円を超える方
②公的年金以外の所得が20万円を超える方

ポイント

公的年金収入金額が400万円以下で、他の所得金額が20万円以下の方は、確定申告は不要ですが、医療費控除などによる所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。



●その他、事業所得や不動産所得、配当所得、譲渡所得などがある方

① 所得合計額が所得控除の合計額を超えている

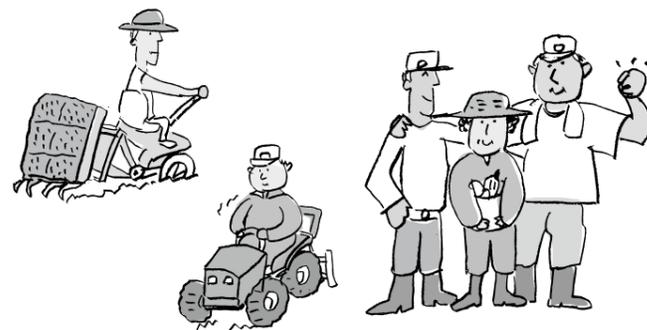
② ①に対する税額が配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額の合計額を超えている

所得税の確定申告が必要です

所得税の確定申告の必要はありません。(ただし、所得が無い場合などを除いて住民税の申告は原則、必要です)

●農業所得を申告される方は「収支計算」が必要です

農業所得の申告には、収入金額から必要経費を差し引く収支計算が必要となります。申告相談を円滑に進めるため、申告までに収入や経費の仕訳・集計をお願いします。また、仕訳・集計用に「収支計算準備表」を役場本庁舎・分庁舎などで配布していますのでご利用ください。



【問い合わせ先】住民課 税務室 ☎68-3114